

福岡県公報

平成二十年六月二十三日
第二千八百三十九号
増刊 ①

目次

教育委員会

福岡県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

(教育庁文化財保護課) …………… 一

教育委員会

福岡県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年六月二十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十号

福岡県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

福岡県文化財保護審議会規則(昭和五十一年福岡県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

- 第四条の前の見出しを「(専門部会等)」に改め、同条第一項の表名勝・天然記念物部会の項中「天然記念物(動物、植物、地質鉱物)」を「天然記念物」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。
- 2 専門部会に属すべき委員並びに専門委員及び臨時専門委員は、福岡県教育委員会が指名する。
- 第四条に次の二項を加える。

- 4 審議会は、複数の専門部会にまたがる事項等を集中的に調査審議するため必要があるときは、その定めるところにより、委員会を置くことができる。

- 5 委員会に属すべき委員並びに専門委員及び臨時専門委員は、会長が指名する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）